八代市監査委員公告第３号

地方自治法第１９９条第１２項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

平成 ２９ 年 ４ 月 ７日

八代市監査委員　江　﨑　眞　通
八代市監査委員　藤　﨑　　智
八代市監査委員　上　村　哲　三

定期監査結果に対する
措置状況報告書
（平成29年4月）

八代市監査委員

八 市 納 第 ５ ３ ２ 号
平成２９年３月２７日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 か い 名　　納税課
監査対象年度　　平成　２５　年度
監査実施期間　　平成２６年１０月１６日　～　平成２６年１１月１１日

指摘事項	納期内自主納付の能力があると思われる納税者に対して、納税相談員が毎月納期限後に定期的に訪問し、収納しているものが見られた。納税相談員には八代市国民健康保険税等納税相談員設置要綱に規定されている報酬が国民健康保険税等の収納額に応じて支給されている。 上記のようなケースについては、納期内自主納付の原則について説明や口座振替等による納付の勧奨を行い、自主納付が困難なケースについては、納税相談員による活用を図るように改善する必要がある。 納税相談員制度については、国民健康保険税等の納税相談及び収納業務を促進するために定められた制度であるが、目的に対して十分な成果が挙げられるよう、相談及び収納方法、報酬体系などの見直しについて検討していただきたい。
改善内容	指摘のあった納期内自主納付の能力がある納税者への対応については、納期内自主納付を説明するとともに口座振替勧奨を行い、自主納付が困難なケースに納税相談員で対応するよう指示し徹底を図っています。

八市農振第１０３５号
平成２９年３月１５日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　農業振興課（旧　農業生産流通課）
監査対象年度　　平成２５年度
監査実施期間　　平成２６年１１月１９日　～　平成２６年１２月１９日

指摘事項	八代市農産物ＰＲ事業補助金等の事業補助金交付手続きについて、次のような不適切な事務処理がみられた。 ・申請時に補助金算定のための必要な添付書類がないもの ・補助金対象の判断が困難で、補助金算定の積算が分かりにくいもの ・実績報告時に領収書等の提出がなく、実績額が確認できないもの 補助金交付にあたっては、それぞれの要領等に基づき適正な事務を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった申請時に補助金算定のための必要な添付書類がないものについては、平成２６年度より、補助金申請時に必要な書類の添付を行うように改善しました。 指摘のあった補助金対象の判断が困難で、補助金算定の積算が分かりにくいものについては、これまで、補助金申請時及び実績報告書提出時に聞きとりを行っていた内容を補助金対象及び算定の資料として、書面等で残すように改善しました。 指摘のあった実績報告時に領収書等の提出がなく、実績額が確認できないものについては、平成２６年度の実績報告時より領収書等の写しを添付するように改善しました。 当課が所管する他補助金の運用についても、要領等を確認し、今後も適正な事務を行っていきます。

八 市 観 第 ２ ７ ８ 号
平成２９年３月２４日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 か い 名　　観光振興課
監査対象年度　　平成２６年度
監査実施期間　　平成２７年１１月１７日　～　平成２７年１２月２１日

指摘事項	①観光施設敷地内の行政財産使用許可事務について、次のような不適切な取り扱いがあった。 ・ 許可期間満了後に更新手続きが行われていないもの ・ 許可期間が無期限に近い状態となっているもの ・ 必要な許可条件を付さずに許可しているもの ・ 必要な合議が行われていない等、事務手続きに不備があるもの 行政財産の使用許可に関しては、八代市有財産取扱規則、八代市行政財産使用料条例等に許可条件や決裁等についての手続きが規定されており、土地の許可期間に関しては１５年以内とされている。 必要な手続きを早急に行い、許可期間、許可内容等を適切に管理していただきたい。 ②八代市千丁特産品直売所条例について、直売所利用者(営業者)の施設使用料は「売り上げの５％以内」と規定されているが、類似施設において「以内」と規定されているものはない。 公正・公明の観点から使用料は明確に規定すべきである。 類似施設の状況を考慮しながら、早急に条例改正に向けた検討を行っていただきたい。

改善内容	①ご指摘のあった観光施設敷地内の行政財産使用許可事務のうち、許可期間満了後に更新手続きが行われていないもの、許可期間が無期限に近い状態となっているものについては、平成２８年度において許可期間を設定し、新たに許可手続きを行いました。 必要な許可条件を付さずに許可しているものについては、許可条件を補う覚書を交わし、改善を行いました。 必要な合議が行われていない等、事務手続きに不備があるものに関しましては、今後は、次回使用許可更新時に合議を行った上で使用許可するなど、事務手続きに不備がないよう周知を行いました。 ②指摘のあった八代市千丁特産品直売所条例第５条の直売所利用者の施設使用料の規定については、当該施設使用者と協議を進めています。 現在の行政財産使用許可満了日が平成３１年３月３１日となっていることから、平成２９年度及び平成３０年度において、方針を決定し、次回更新時までに条例改正を行うこととしました。

八市教政第１１９７号
平成２９年３月３１日

八代市監査委員　様

八代市教育委員会　教育長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　教育政策課
監査対象年度　　平成２６年度
監査実施期間　　平成２８年１月６日　～　平成２８年２月２日

指摘事項	奨学金貸付事務において、申請時に必要な書類や収入基準等が、八代市奨学資金貸付に関する条例等に具体的に規定されておらず、また、要項等の内規も定められていなかった。 実務上は日本学生支援機構に準じた取り扱いとなっているが、公正な審査行うために内規等で定めておく必要がある。 奨学金貸付事務について、内規等の整備を検討していただきたい。
改善内容	指摘のあった奨学金貸付事務についての内規等の整備については、「八代市奨学資金貸付に関する事務取扱要領」を平成２９年３月２９日付けで作成をいたしました。

八市教学事第１７１４号
平成２９年３月２８日

八代市監査委員　様

八代市教育委員会　教育長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　学校教育課
監査対象年度　　平成２６年度
監査実施期間　　平成２８年１月６日　～　平成２８年２月２日

指摘事項	②任意団体に対し、団体の規約と異なる積算による負担金が支出されていた。 負担金は、その団体の事業実施等に要する経費について、規約等の根拠に基づき支出するものである。 適正な積算による負担金支出を行っていただきたい。また、負担金の使途が目的に基づき明確かつ適正なものであるか常に把握しておいていただきたい。
改善内容	②指摘のあった負担金については、教育委員会が賛助会員となったうえで、当該任意団体の会則に従い、負担金を積算し、支出するように改めました。 また、当該任意団体への負担金支出に関する基準について、教育委員会内規において定めました。 今後は、負担金の使途が目的に基づき明確かつ適正なものであるか、決算書等を精査するなど常に把握するようにします。

八市教生第１４４９号
平成２９年３月２４日

八代市監査委員　様

八代市教育委員会　教育長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　生涯学習課
監査対象年度　　平成２６年度
監査実施期間　　平成２８年１月６日　～　平成２８年２月２日

指摘事項	②公民館の行政財産使用許可事務について、次のような不適切な取り扱いがあった。 ・許可期間満了後に更新手続きが行われていないもの ・許可期間が明記されていないもの ・使用料の減免理由が不明瞭なもの 行政財産の使用許可に関しては、八代市有財産取扱規則、八代市行政財産使用料条例等に許可条件や決裁等についての手続きが規定されている。 必要な手続きを早急に行い、許可期間、許可内容等を適切に管理していただきたい。 ③八代市さかもと青少年センターの施設管理委託契約において、使用料徴収業務は含まれていないにもかかわらず、受託業者により使用料の徴収が行われていた。 委託内容に収納業務を含む場合は、地方自治法施行令や八代市会計規則等に基づき契約書にその旨明記し、公表等の手続きを行わなければならない。 徴収又は収納委託に関しては、契約・公表等の手続きの不備がないよう適正な事務を行っていただきたい。 ④公民館使用料について、生涯学習課への報告と金融機関への入金が遅い公民館があった。 この事務処理については、内規において月末集計を行い、翌月１０日までに報告と入金を行うと定められている。 報告及び入金時期を適宜把握するとともに、全公民館で統一した事務処理となるよう、処理が遅い公民館に対しては指導を行っていただきたい。 また、公民館においては多種多額の現金取扱が行われていることから、保管金の把握確認や保管方法等の管理体制について検討していただきたい。

改善内容	②公民館の行政財産使用許可において、許可期間満了後に更新手続きが行われていないものについては更新手続きを行いました。また、許可期間が明記されていないもの及び使用料の減免理由が明記されていないものなどについても、適正に処理しました。 なお、すべての公民館について、未許可の占有物が存在していないか調査を行い、該当する物件の設置者に対し行政財産使用許可申請書の提出を求め、精査のうえ許可書を交付しました。 ③さかもと青少年センターの受託業者による使用料の徴収業務については、平成２８年度委託契約より契約書類に明記をしました。また、発注見通しの公表、徴収事務委託の告示等の手続きも実施しました。 ④公民館使用料等の取扱いについては、内規に基づく月末集計を速やかに行い、翌月１０日までに確実に入金及び定例報告書等の提出を行うよう指導及び意識統一を行い、平成２８年度業務においては概ね達成できました。 併せて、公民館で取扱う学校体育施設及び社会体育施設の使用料についても、公民館使用料の取扱いと同様に、速やかな事務処理に努めました。

八市市税諸第６５８号
平成２９年３月２４日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　市民税課
監査対象年度　　平成２７年度
監査実施期間　　平成２８年　９月２０日　～　平成２８年１０月２０日

指摘事項	①入湯税について、過去２ヵ年間、納入申告書の提出及び納入が行われていない旅館等があった。 入湯税については、八代市市税条例施行規則に基づき、毎月の納入期日までに前月分の納入申告書の提出及び納入をさせるなど、適時適切な対応を行っていただきたい。 また、納入申告書提出及び納付の遅れによる不申告加算金及び延滞金の免除について、決裁を採らず免除されていたが、交渉過程、滞納理由及び関係法令を明記し、八代市事務決裁規程に基づき決裁を採るなど、適正な処理を行っていただきたい。
改善内容	①指摘のあった入湯税の納入申告書の提出及び納入が行われていない特別徴収義務者については、その後未納分について催告を行った結果、延滞金を含めて完納しています。その際、不申告加算金については、交渉過程・滞納理由及び関係法令を明記し、八代市事務決裁規程等に基づき、決裁後減免しました。 今後、入湯税について納入申告書の提出及び納入が遅れる特別徴収義務者については、まず電話や文書等で催告を行い、それでも提出・納入がない場合、交渉過程・滞納理由を記録するとともに、延滞金等については八代市市税条例等に基づき適正に処理を行います。

八 市 農 政 第 1 号
平 成 2 9 年 4 月 3 日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 か い 名　　農林水産政策課
監査対象年度　　平成２７年度
監査実施期間　　平成２８年　９月２０日　～　平成２８年１０月２０日

指摘事項	①条例で定められていない農村運動広場使用料について、管理業務の受託者が自ら使用料を決定及び徴収し、それを財源に維持管理が行われていた。 公の施設使用料については、地方自治法により条例で定めなければならないとされており、管理業務の受託者が使用料を決定することはできない。また、現在の管理業務の契約内容では、受託者が使用料を徴収し、独自の収入とすることはできないことになっている。 施設使用料について条例で定め、管理業務の契約内容についても見直しを行うなど適切な取り扱いを行っていただきたい。 ②農林水産政策課（泉農林水産地域事務所）において、旧緑資源幹線林道菊池・人吉線受益者組合に対して受益者賦課金相当額を補助金として交付しているが、補助金実績額の確認が不十分なものとなっていた。そのため、平成２１年度から平成２４年度にかけて交付した補助金が過払いとなっていたが、補助金返還を受益者組合に求めていなかった。 補助金は、関係要領等に基づき、実績報告書等により補助対象経費等の内容を精査し、交付額を決定するものである。 補助金実績額の詳細について確認を行い、受益者組合に対し補助金の返還を求めていただきたい。 また、今後は証拠書類を精査し補助金を確定するなど、適正な事務を行っていただきたい。

改善内容	①指摘のあった施設使用料について、条例改正により使用料を定め、平成２９年４月１日施設利用分より適用し、徴収した使用料については、八代市の歳入とすることとしております。 また、管理業務の契約内容についても、委託期間、委託内容等を明確に記載し、業務実施要領も別に定め、平成２９年４月１日付で委託契約を締結しています。私人への徴収委託を行ったため、地方自治法施行令第１５８条第２項に基づき、その旨を告示し公表しました。 今後は、条例に基づいた使用料を徴収するとともに、管理業務についても、適切な取扱いを行います。 ②指摘のあった、旧緑資源幹線林道菊池・人吉線受益者組合に対して受益者賦課金相当額の補助金が過払いとなっていたことについては、平成２９年１月５日付で八代市より受益者組合へ過払い分の補助金（過年度分）返還請求書を送付し、平成２９年１月１１日付で受益者組合より八代市へ返還され改善しました。 今後は証拠書類を精査し、補助金の過払いがないように取り扱います。

八市水林第１４３４号
平成２９年３月１３日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　水産林務課
監査対象年度　　平成２７年度
監査実施期間　　平成２８年１０月２４日　～　平成２８年１１月１８日

指摘事項	緑の少年団活動事業補助金について、円単位での補助金が交付されていた。 八代市林業関係事業補助金等交付要領によると、補助金等の額に千円未満の端数が生じたときは、原則としてこれを切り捨てるものとするとされている。 補助金交付事務については、要領等に基づき適正な事務を行っていただきたい。
改善内容	平成２７年度の緑の少年団のうち１団体については補助金額が少額であり、課で協議した結果、円単位までの支給が妥当と考え補助金の支給を行いました。 平成２８年度から八代市林業関係事業補助金等交付要領に基づいて、補助金の額に千円未満の端数が生じた時は切り捨てております。 今後も適正な事務処理をおこなっていきます。

八市議第１１７８号
平成２９年３月１６日

八代市監査委員　様

八代市議会議長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　議会事務局
監査対象年度　平成２７年度
監査実施期間　平成２８年１０月２４日　～　平成２８年１１月１８日

指摘事項	①議会本会議における速記業務委託契約は、「待機時間が午後１０時を超えた場合、時間単価に対して３０％を加算する」となっているが、午後１０時を超えた待機時間に対して、委託先からの請求がなかったため、加算分の支払いが行われていなかった。 業務委託に関しては、仕様書及び契約書において契約内容を明確にし、契約内容に従い、実績を確認したうえで適正に支払いを行う必要がある。 待機時間の実績については、委託先へ確認を行い、必要な委託料を支払っていただきたい。 また、今後は実績報告を精査し、委託内容に従い、適正な支払いを行うようにしていただきたい。 ②議会本会議における手話通訳業務委託契約は、業務時間、交通費等を定めた単価契約となっているが、仕様書及び契約書に業務時間の計算方法について明記がされておらず、人員の交代や端数切り上げの際の算出方法が統一されていなかった。 業務委託に関しては、仕様書及び契約書において契約内容を明確にし、契約内容に従い、実績を確認したうえで適正に支払いを行う必要がある。 委託先に実績及び業務時間の計算方法について確認を行い、必要に応じて追加支払又は返還請求を行っていただきたい。 また、交通費についても根拠が不明瞭となっているため、今後の契約においては、委託内容、単価、交通費の支給等について明確に定め、仕様書及び契約書に記載するようにしていただきたい。
改善内容	①指摘のありました３０％加算分の待機時間に係る委託料について、実績報告書及び委託先への確認を行ったところ未払いとなっていたため、平成２８年１２月に当該委託料の支出処理を行いました。今後はこのような誤りが無いよう、実績報告について精査し適正な支払いを行います。 ②実績に対する支払いについて確認を行ったところ、指摘のありましたとおり業務時間の算出にあたり、１時間未満の端数の取扱いが統一されておらず、改めて業務時間を計算し直したところ委託料の過払いが生じていました。これについて、委託先に確認した上で、平成２９年１月に過払い委託料の返還請求を行いました。今後は契約内容を明確にし、実績を十分確認し適正な支払いを行います。

八市議第１１７８号
平成２９年３月１６日

八代市監査委員　様

八代市議会議長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　議会事務局
監査対象年度　平成２７年度
監査実施期間　平成２８年１０月２４日　～　平成２８年１１月１８日

指摘事項	【政務活動費に関する事務】 ①政務活動費のうち研修参加のための旅費支給の計算において、半日当とすべきところを全日当とする誤りがあった。 政務活動費の旅費等の計算については、八代市議会議員の報酬に関する条例及び八代市職員等の旅費に関する条例によるとされている。 政務活動費収支報告の修正を求めていただきたい。また、今後は旅費の計算及び政務活動費収支報告書の精査について、議会事務局で確実に行うようにしていただきたい。 ②政務活動費は、すべての支出に領収書等が必要となっているが、領収書の表示が総額のみとなっているなど、内訳が不明瞭なものが見られた。 政務活動費を充てることができる経費の範囲は八代市議会政務活動費の交付に関する条例等において定められているため、適切な支出内容であるか確認する必要がある。 政務活動費収支報告書に添付する領収書等については、内訳が分かるものとし、報告書確認の際には、内容を精査し適切な支出であるか確認していただきたい。
改善内容	①指摘のありました旅費計算の誤りについて、該当会派へ説明し過支給となった半日当の返還を受け、当該旅費に係る関係書類及び収支報告書の修正を求めました。今後、旅費の計算に当たっては、人事課からの通知等に基づき適正に処理します。また、収支報告書の精査について、議会事務局で確実に実施いたします。 ②各会派経理責任者へ指摘内容を周知し、領収書のほか請求書及び納品書等の添付についても提出を求め、政務活動費の支出内容がより明確化されるよう収支報告書及び添付書類の確認を行います。

八市障支第１０３９号
平成２９年３月１０日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　障がい者支援課
監査対象年度　平成２７年度
監査実施期間　平成２８年１１月２４日～平成２８年１２月１９日

指摘事項	八代市福祉ホーム運営費補助金について、八代市福祉ホーム運営費補助金要領で規定された金額より多く交付されていた。 補助金は、関係要領等に基づき、実績報告書等により補助対象経費等の内容を精査し交付額を決定するものである。 関係要領の規定より多く交付された補助金についは、返還を求めていただきたい。 補助金交付事務については、要領等に基づき適正な事務を行っていただきたい。
改善内容	指摘のあった多く交付された補助金については、返還を求め、既に返還されています。 今後は、八代市福祉ホーム運営費補助金要領で規定された金額等に基づき、実績報告書等により補助対象経費等の内容を精査し、交付額を決定するように取り扱います。

八市健福政第１５２２号
平成２９年３月２８日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　健康福祉政策課
監査対象年度　　平成２７年度
監査実施期間　　平成２８年１１月２４日　～　平成２８年１２月１９日

指摘事項	①平成１１年の台風災害における災害援護資金貸付金について、健康福祉政策課、千丁及び鏡健康福祉地域事務所でそれぞれ債権管理を行っている。 借受人や連帯保証人と５年以上面接ができていないなど、滞納者の現況が把握できていないものがあった。それぞれの現況を把握するためにも、文書送付だけでなく、家庭訪問を行い、滞納解消に努めていただきたい。 関係法令等に基づき、滞納者の状況に応じた債権整理に取り組んでいただきたい。 また、平成２８年の熊本地震においても災害援護資金貸付を行っているが、関係法令に基づき、関係書類の管理、個人台帳等の整備を行い、債権管理を適正に行っていただきたい。 ②印刷物の契約事務において、２回目の見積合わせが不調となったため、執行予定額を増額し、２回目の見積徴取において最低見積価格を提出した業者を契約相手先として決定し、契約を行っていた。 ２回目の見積合わせが不調となった際に最低見積価格と予定価格の差が５％以下だったため、本来であれば、執行予定額を増額せず最低見積業者から引き続き見積徴取を行うべきだった。 今後は、八代市物件供給等入札事務処理要領、「随意契約の手引き」等に基づき、適正な契約事務を行っていただきたい。 ③健康福祉政策課（千丁健康福祉地域事務所）が行う千丁地域福祉保健センター温泉浴槽温度低下防止工事の発注において、３者から見積徴取を行ってあるが、そのうち１者は工事の指名業者ではなく、小規模工事の登録業者であった。 本工事は、執行予定額が５０万円を超えており、工事の指名業者から選定するべきであり、不適切な業者選定となっている。 今後は、八代市契約規則及び「随意契約の手引」に基づき、適切な業者選定を行っていただきたい。

指摘事項	④健康福祉政策課（泉健康福祉地域事務所）が行う椎原診療所患者送迎車スタッドレスタイヤ交換の契約（１１５，７７６円）において、「請書」等の契約書類が徴取されていなかった。 八代市契約規則第５条には、契約書を省略できる場合として、１０万円超５０万円以下の場合は請書で代えることができるとされている。 今後は、八代市契約規則及び「随意契約の手引」に基づき適切な契約事務を行っていただきたい。
改善内容	①指摘がありました債権管理については、催告書だけでなく、現況を把握するためにも相続人等に個別面談をするように改善しました。今後は、法令等を確認し滞納者の状況に応じた債権整理に取り組みます。 また、平成２８年度の熊本地震において災害援護資金貸付を行っておりますが、個人台帳等を整備し、未償還にならないように償還据置期間中にも償還の始期等のお知らせをして注意喚起していきます。 ②指摘がありました見積合わせ不調の場合の随意契約事務手続きについては、八代市物件供給等入札事務処理要領、「随意契約の手引き」等を確認して事務処理するように改善しました。 このようなレアケース等については、課内で十分協議し、契約検査課に指示を仰ぐ等の対応を行うように取り扱います。 ③指摘がありました業者選定においては八代市契約規則及び「随意契約の手引」に基づき、適正な業者を選定するよう改善しました。平成２８年度以降は、工事の規模等を確認し、資格のない業者は選定に入れておりません。 ④指摘がありました契約書類の徴取もれについては、担当者及び決裁者がそれぞれ確認を行うなど、事務所内でのチェック機能の改善を図りました。 相手方決定、負担行為、支出命令などの、各々事務処理の際に見積書、契約書、納品書等の必要書類を確認するように取り扱います。

八市長寿管第１０６８号
平成２９年３月２７日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　長寿支援課
監査対象年度　　平成２７年度
監査実施期間　　平成２９年１月１６日　～　平成２９年２月１０日

指摘事項	①介護報酬返還金の債権管理について、原因となる証拠書類の保管、経緯等の記録が不十分で返還金対象者との折衝が中断しているものなどがあった。 介護報酬返還金の債権管理については、下記に留意し、適切に行っていただきたい。 ・それぞれの原因となる証拠書類、経緯等の記録を適切に分かりやすく保存管理する ・返還金額未確定の案件について、早急に今後の対応を検討する ・調定及び収入について、適切な時期に起票及び確認を行う 介護報酬返還金については、案件ごとに弁護士等に相談しながら、今後も継続して債権管理を行っていく必要がある。市としての対応、方針を定め、適切な事務を行っていただきたい。 ②介護保険料、社会福祉費負担金、介護報酬返還金等の複数の歳入事務について、それぞれに不適切な事務処理が行われていた。 ・調定額が根拠となる資料と異なっているもの ・調定が適切な時期に起票されていないもの ・収入の属する年度が誤っているもの 歳入事務に関しては、会計課等の審査が無く、課において責任を持って事務を行うこととなる。課全体として、法令等の知識習得やマニュアルの整備等を行い、適切な事務が継続して行われるようにしていただきたい。 ③いきいきサロン事業業務委託は、実績に応じ委託料を支払うこととなっているが、収支決算報告書において、非常勤職員の出勤日数及びサロンの開催数の正確な数字の確認が行われていなかった。 委託先に実績について確認を行い、必要に応じて追加支払又は返還請求を行っていただきたい。 業務委託に関しては、仕様書及び契約書において契約内容を明確にし、契約内容に従い、実績を確認したうえで適正に支払いを行う必要がある。 今後は、委託内容、実績の確認方法等について明確に定め、仕様書及び契約書に記載を行い、収支決算報告書の精査により、適正な支払いを行うようにしていただきたい。

改善内容	①介護報酬返還金の債権管理については、関係書類を案件ごとに整理し、保管するように改善しました。今後は、適切な債権管理に努めます。 また、債務者が死亡した時のことなどの今後の対応について、平成２９年度において文書統計課と相談し、弁護士と協議することとしました。 ②介護保険料、社会福祉費負担金、介護報酬返還金等の複数の歳入事務については、チェック漏れが無いよう、確認書類が出力されるようにシステム改修を行いました。 今後は、調定額、収入額等について、個別システムと財務会計システムを定期的に確認いたします。 法令等の知識習得等については、課内、係内の研修を実施し、適切な事務を継続してまいります。 ③いきいきサロン事業業務委託について、次のとおり、相手先に確認を行いました。 人件費のうち非常勤職員賃金については、労働基準法に基づき最低１０日の有給の付与があることから、年間勤務日数に誤りはありませんでした。 必要運営経費のうち助成金（サロン開催費）については、実績報告書の方に記載漏れがあったため、収支決算報告書の回数で確定を行いました。 そのため、追加支払及び返還請求はありません。月例報告書と業務終了後の実績報告書と収支決算書を提出させ適切に把握しているところですが、今後は、見落としがないよう努めてまいります。 委託料の積算方法と決算方法については、実績により確定する部分と固定費部分を分け、平成２９年度から事業収支決算書は新たな様式を使用することとしました。

八市こども第３３６９号
平成２９年４月３日

八代市監査委員　様

八　代　市　長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課かい名　　こども未来課
監査対象年度　　平成２７年度
監査実施期間　　平成２９年１月１６日　～　平成２９年２月１０日

指摘事項	①過年度分の保育料について、保護者からの申出により賦課誤りが判明していた。 賦課誤りの原因は、保育園入園申込書（保育台帳）を基にデータを総合福祉システムへ入力する際に入力を誤り、複数名で登録内容を確認した際にも誤りを発見できなかったためである。一旦システムで保育料を確定させてしまうと誤りの発見が非常に困難となる。 今後は、賦課誤りが発生しないようチェック体制の一層の強化を行っていただきたい。 ②五家荘地域保育事業運営支援補助金について、円単位での補助金が交付されていた。 八代市五家荘地域保育事業運営支援補助金交付要領によると、補助金の額は、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とされている。 補助金交付事務については、要領等に基づき適正な事務を行っていただきたい。
改善内容	①指摘のあった賦課誤りについては、1.紙台帳への保育料の記入、2.福祉システムへのデータ入力、3.紙台帳とシステムデータの比較、4.最終確認、5.決裁という事務の流れで、2 名以上の職員による複数回の確認作業で賦課誤りがないよう十分に注意してきましたが、今後は 3 名以上の職員により、さらに 1 回以上の確認作業を加えるように改善しました。 さらに、現在では別に多子世帯に該当する可能性のある世帯のリストを作成しチェックを行う事務処理に改善しています。 ②指摘のあった補助金交付事務について、今後は八代市五家荘地域保育事業運営支援補助金交付要領に基づき、適正な事務処理を行います。